

## 東日本大震災に関する寄付をすると所得税を取り戻せる!!

税理士・ファイナンシャル・プランナー 林 孝行

毎年、個人の方から確定申告の時期になると寄付金の領収書をご用意され、『確定申告を  
すると所得税が安くなるんですか?』というお問合せがあります。特に平成 23 年確定申告  
では、東日本大震災の義援金に関するものが非常に多くありました。これは、所得税の所  
得控除の一つである寄付金控除、または税額控除の適用をうけて所得税として納税した税  
金の一部の還付を受けよう、ということです。

しかし、義援金や寄付金であれば、なんでも適用できるわけではありません。支払先・  
必要書類など条件があるので注意が必要ですし、平成 23 年度の税制改正で一部拡充もされ  
ています。そこで、今回は大震災に係る寄付金税制の概要をご紹介します。

### 1. 対象となる義援金・寄付金とは

平成 25 年 12 月 31 日までに国または大震災により大きな被害の発生した地方公共団体に  
寄付した義援金等、日本赤十字社や中央共同募金会の「東日本大震災義援金」、認定 NPO  
法人の被災者支援活動に特に必要費用に充てるため所轄庁の確認を受けた寄付金や財務大  
臣が指定するもの、などに限定されています（以下、震災関連寄付金といいます。）。  
このように義援金の募集をする慈善団体であればどの団体でも対象になるわけではありま  
せん。

また、寄付をする金額は 1 年分の寄付を合計して計算するため、1 年間の合計金額が 2,000  
円を超えていけばいいのです。

### 2. 寄付金控除の計算方法

次の算式で計算した金額が、寄付金控除として所得の金額から控除されます。  
いくら所得税が還付されるかは寄付者の所得（税率）によって異なります。

$$\left( \begin{array}{ll} \text{①震災関連寄付金以外} & \text{②震災関連寄付金} \\ \text{の対象となる寄付金の} & \text{の額の合計額} \\ \text{額の合計額(※1、2)} & \text{(※2)} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄付金控除額}$$

※1 ①は、所得金額の 40%が限度です。

※2 ①と②の合計額は所得金額の 80%が限度です。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

年収 800 万円の夫と専業主婦、小学生の子供 2 人の家庭の場合、10 万円を義援金として寄付すると寄付金控除が 98,000 円、所得税は 19,600 円ほど還付されます。

### 3. 寄付金の税額控除の計算方法

1 の義援金・寄付金のうち、認定 NPO 法人や中央共同募金会が募集する寄付金で一定のもの（以下、特定震災指定寄付金といいます。）が対象となります。そのため、特定震災指定寄付金は 2 の寄付金控除とのどちらかを選択して適用できます。一般的には、税額控除のほうが有利となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{①特定震災指定寄付} \\ \text{金の合計額 (※1)} \end{array} - 2 \text{ 千円} \right) \times 40\% = \text{特別控除額 (※2)}$$

※1 ①の金額は所得金額の 80%が限度です。ただし、上述しました 2. ①+②の金額がある場合には、所得金額の 80%から 2. ①+②の額を控除した残額が限度となります。

※2 特別控除額は所得税額の 25%が限度です。

前述の家庭の例で計算しますと、特別控除額が 39,200 円となり、同額の所得税が還付されます。

### 4. 手続き・添付書類

寄付金控除・税額控除ともに支払った年の翌年 3 月 15 日までに確定申告をします。添付書類として領収書、受領証、預かり証などを添付する必要があります（寄付金控除は提示でも可）。

この領収書等のうち日本赤十字社・中央共同募金会の東日本大震災義援金口座、国・地方公共団体の専用口座に対する寄付については、振込票の控えでも大丈夫です。これは口座情報から明らかに対象となる寄付金と判断できるからです。

寄付金にはふるさと納税の対象になるものもあり、大震災に関するもの以外にも寄付金控除や税額控除の対象となるものがあります。寄付をするなら税の優遇を受けたいですね。寄付をする際は、これらの優遇が受けられる寄付なのかどうかよくよく確認してから寄付をしましょう。

出所：国税庁 HP「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」より

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.